

総合法律支援構想

総合法律支援法について

現 状

- 社会構造等の変化に伴う紛争の増大
- 法律問題について、どこで、誰に相談したらよいか分からない。
- どのような解決方法があるか分からない。
- 身近に弁護士がいない。弁護士がいても知らない。
- 経済的理由から弁護士に依頼できない。

これまでの対応・取組

- 弁護士会や行政機関などによる個別の相談窓口等
- 弁護士会が司法過疎地域に事務所を設けて弁護士を配置
- (財)法律扶助協会による民事法律扶助事業
- 被告人国選弁護制度、弁護士会・(財)法律扶助協会による被疑者に対する弁護の援助
- 法曹人口の増加

限界・問題点

- 相談先等に関する情報が集約・整理されておらず、分かりにくい。
- 適切な紛争解決への道案内を行う相談窓口が十分に整備されていない。
- 相談窓口とその後の法律サービスの提供とが十分に連動していない。
- 弁護士がいない地域が依然として多く存在している。
- 経済的理由から法律扶助を必要としながらこれが受けられない事案の激増
- 被疑者国選弁護制度の導入、裁判員制度を始めとする刑事裁判の集中審理等への十分な対応が困難

解決策

運営主体を中核とする総合法律支援の実現

利 用 者（国 民）

相談（アクセス）

法律サービスの提供

弁護士会・地方公共団体・
相談機関等の相談窓口

ネットワーク化
(連携・協力)

日本司法支援センター（法テラス）

事業内容

- 相談窓口
 - ・ 相談を受け付けて、紛争解決への道案内
 - ・ アクセス情報の集約、整理、提供
- 司法過疎対策
 - ・ 司法過疎地域にアクセスポイントを設置、法律サービスを提供
- 民事法律扶助
 - ・ 資力の乏しい人に対する裁判代理費用の立替え
- 公的刑事弁護
 - ・ 被疑者・被告人段階を通じて一貫した公的刑事弁護活動の提供
 - ・ 裁判の迅速化、裁判員制度の実施を支える公的弁護態勢の整備
- 犯罪被害者支援

※ 一部にスタッフ弁護士制度を導入

ネットワーク化
(連携・協力)

弁護士会・隣接法律専門職
種団体・紛争解決機関等